

§ 2 一般募集(二次募集)

全日制の課程及び定時制の課程については各教育長が、通信制の課程については県教育長が、必要と認める場合に、次のとおり二次募集を行う。

I 志願資格

前記 § 1 の I に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和 4 年度入学者選抜における国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

二次募集を行う高等学校の学科等及び募集人員については、各教育長が別に定める。

2 募集期間

募集期間及び入学願書(第 1 号様式の 1、2 又は 3)の受付時間は、次のとおりとする。

課 程	募 集 期 間	受 付 時 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和 4 年 3 月 3 日(木)及び 3 月 4 日(金)	3 月 3 日(木)は、午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで 3 月 4 日(金)は、午前 9 時から正午まで
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		3 月 3 日(木)は、午後 2 時から午後 7 時まで 3 月 4 日(金)は、午後 2 時から午後 4 時まで
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和 4 年 3 月 22 日(火)及び 3 月 23 日(水)	3 月 22 日(火)は、午後 2 時から午後 7 時まで 3 月 23 日(水)は、午後 2 時から午後 4 時まで
単位制による通信制の課程		3 月 22 日(火)は、午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 5 時まで 3 月 23 日(水)は、午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで

III 志願手続

1 志願の範囲

志願の範囲は、前記 § 1 の III の 1 の規定を準用する。

2 志願の手続

志願の手続は、前記 § 1 の III の 2 の規定を準用する。ただし、受検料については、全日制の課程及び定時制の課程は入学願書に添えて納付する。通信制の課程の志願者は受検料の納付を要しない。また、面接を実施する高等学校の校長が、面接の際に参考とする面接シートの提出を求める場合には、これを併せて提出する。

3 通学区域

- (1) 二次募集における横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科(戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。)並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科に係る通学区域は横浜市教育委員会教育長が別に定める。
- (2) 二次募集における川崎市立の高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の普通科に係る通学区域は川崎市教育委員会教育長が別に定める。

4 中学校の校長が行う手続

(1) 中学校の校長が提出する書類

前記 § 1 の III の 4 の(1)及び(3)の規定を準用する。ただし、二次募集への志願者の調査書については、中学校で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。

(2) 調査書の提出期間及び受付時間

課 程	提 出 期 間	受 付 時 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和4年3月3日(木)から 3月9日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		午後2時から午後7時まで
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和4年3月22日(火)から 3月24日(木)まで	午後2時から午後7時まで
単位制による通信制の課程		午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで

5 高等学校の校長が行う措置

高等学校の校長が行う措置は、前記 § 1 のⅢの5の(1)及び(4)の規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願変更することを認める。

募集期間を同じくする全日制の課程及び定時制の課程については、一般募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

募集期間を同じくする定時制の課程及び通信制の課程については、二次募集を実施する他の高等学校の課程、学科又は同一の高等学校の他の学科に志願変更することができる。

共通選抜の二次募集及び定通分割選抜間の異なる選抜への志願変更は認めない。

2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

課 程	志 願 変 更 期 間	受 付 時 間
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和4年3月7日(月) 及び3月8日(火)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		3月7日(月)は、午後2時から午後7時まで 3月8日(火)は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和4年3月24日(木)	午後2時から午後7時まで
単位制による通信制の課程		午前9時から正午まで及び 午後1時から午後7時まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続は、前記 § 1 のⅣの3の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間)、単位制による定時制の課程(多部制)及び単位制による定時制の課程(三部制)においては、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。ただし、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間)、単位制による定時制の課程(多部制)及び単位制による定時制の課程(三部制)にあつては、当該高等学校の校長は、20歳以上(令和4年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、高等学校の校長は、必要に応じて面接を実施できるものとする。

全日制の課程(クリエイティブスクール)、定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)においては、面接を実施する。

単位制による通信制の課程においては面接又は作文を実施する。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

課 程	検 査 の 期 日
全日制の課程 単位制による全日制の課程 定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間) 単位制による定時制の課程(多部制) 単位制による定時制の課程(三部制)	令和4年3月10日(木)
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間) 単位制による通信制の課程	令和4年3月25日(金)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)とする。ただし、施設の状態等により会場を追加・変更する場合がある。

4 検査の時間

(1) 全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間)、単位制による定時制の課程(多部制)及び単位制による定時制の課程(三部制)

ア 学力検査

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
9:00～ 9:10	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
9:20～ 9:50	外国語(英語)	30分	
10:05	(予鈴)		
10:10～10:40	国 語	30分	
10:55	(予鈴)		
11:00～11:30	数 学	30分	

なお、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間)、単位制による定時制の課程(多部制)及び単位制による定時制の課程(三部制)における作文による受検の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
10:25～10:35	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
10:40～11:30	作 文	50分	

イ 面接

当該高等学校が必要に応じて実施する面接の時間は、当該高等学校の校長が定め、受検票等により、志願者に指示する。

(2) 全日制の課程(クリエイティブスクール)、定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)面接の時間は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)の校長が定め、受検票等により、志願者に指示する。

(3) 単位制による通信制の課程

面接又は作文の時間は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)の校長が定め、受検票等により、志願者に指示する。

5 選考の方法

(1) 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間)、単位制による定時制の課程(多部制)及び単位制による定時制の課程(三部制)

不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書(クリエイティブスクール、県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校においては、評定を除く。)及び学力検査(クリエイティブスクールにおいては、面接)の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に二次募集の募集人員に含めることができなかつた共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。当該高等学校が、必要に応じて面接を実施した場合は、面接の結果も選考の資料とする。

なお、県立横浜国際高等学校においては、国際科国際バカロレアコースにおける海外帰国生徒特別募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで合格者を決定する。

(2) 定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程

不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書及び面接又は作文の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に二次募集の募集人員に含めることができなかった共通選抜及び定通分割選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。

(3) その他

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

その他の選考の方法については、前記 § 1 の V の 6 の (2) のアの (ウ) 及び 7 から 9 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校の校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

課 程	合格者の発表の日時	場 所
全日制の課程 単位制による全日制の課程 単位制による定時制の課程(三部制) 単位制による定時制の課程(多部制)	令和4年3月16日(水) 午前10時から正午まで	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先) ただし、施設の状況等により会場を追加・変更する場合がある。
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)	令和4年3月16日(水) 午後3時から午後6時まで	
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和4年3月29日(火) 午後3時から午後6時まで	
単位制による通信制の課程	令和4年3月29日(火) 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	

VI 県教育長の志願の承認

県教育長の志願の承認のうち、次に記載する以外の内容については、前記 § 1 の VII の規定による。

課 程	承認申請期間	受 付 時 間	提出先
全日制の課程 単位制による全日制の課程	令和4年3月1日(火)から 3月4日(金)まで	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで ただし、3月4日(金)は 午前9時から正午まで	県教育委員会 教育局指導部 高校教育課 願書提出時に、志願先の高等学校
単位制による定時制の課程(三部制) 単位制による定時制の課程(多部制)	令和4年3月3日(木) 及び3月4日(金)	3月3日(木)は、 午後2時から午後7時まで 3月4日(金)は、 午後2時から午後4時まで	
定時制の課程(昼間部) 単位制による定時制の課程(特別の時間)		3月22日(火)は、 午後2時から午後7時まで 3月23日(水)は、 午後2時から午後4時まで	
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和4年3月22日(火) 及び3月23日(水)	3月22日(火)は、 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで 3月23日(水)は、 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	
単位制による通信制の課程			

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

前記 § 1 の IX の規定を準用する。